

報道発表資料の配付日時 12月2日(金) 15時00分

発表項目	伊達市の高病原性鳥インフルエンザ発生に係る防疫措置の終了及び北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部の廃止について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 伊達市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針に基づき、農林水産省と協議の上、移動制限区域内（半径3km以内）で新たな発生が認められなければ、次のとおり当該移動制限区域を解除し、一連の防疫措置を終了しますので、お知らせします。</p> <p>○ また、今期発生した高病原性鳥インフルエンザに係る全ての防疫措置が終了することから、当該移動制限区域の解除をもって、北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部を廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 移動制限区域の解除 12月5日(月)0時をもって解除 (農場防疫措置完了(11月13日)から21日が経過)</p> <p>2 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部の廃止 12月5日(月)0時をもって廃止 (移動制限区域の解除と同時)</p> <p>3 消毒ポイントの終了 移動制限区域の解除に伴い、同区域に設置している全ての消毒ポイントの運営を終了。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。</p> <p>○ <u>現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれや作業の支障に繋がる場合があると同時に、ドローンやヘリコプターによる撮影は発生農場のプライバシーの侵害に繋がる可能性がありますので、厳に慎むようにお願いします。</u></p>		
他のクラブとの関係			
担当 (連絡先)	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部(担当者:中谷) TEL:011-231-4111(内線 27-104)ダイヤル:011-204-5375		